

## 吹田市規格葬儀に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、吹田市規格葬儀（以下「規格葬儀」という。）に関し必要な事項を定め、本市において簡素にして厳粛な市民のための葬儀を実施することにより、市民生活の改善に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「規格葬儀」とは、市長の指定を受けて葬儀を実施する業者（以下「指定葬儀業者」という。）が本市と相互理解の下で、市長が次条において定める規格及び料金に従い、本市において実施する葬儀をいう。

### (規格葬儀の規格)

第3条 規格葬儀の内容は、次のとおりとする。

2 仏式（ゆり）、仏式（きく）、神式、キリスト教式の内容は次の各号及び別表1のとおりとする。

- (1) 納棺等の遺体の扱い
- (2) 棺箱、葬祭用品等の供与
- (3) 祭壇等の飾付及び式事の執行

3 略式型の内容は次の各号及び別表2のとおりとする。

- (1) 納棺等の遺体の扱い
- (2) 棺箱、葬祭用品等の供与

4 本葬の内容は次のとおりとする。

- (1) 葬祭用品等の供与
- (2) 祭壇等の飾付及び式事の執行

5 規格葬儀の料金は、別表3のとおりとする。

### (利用者の範囲等)

第4条 規格葬儀を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
  - (2) 死亡の当時市内に住所を有していた者の葬儀を行う者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか市長が適当と認める者
- 2 前項に定める者が、市内で葬儀を行う場合とする。

### (規格葬儀の利用方法)

第5条 規格葬儀を利用しようとする者が、指定葬儀業者に申込みを行うことにより使用できるものとする。

### (指定葬儀業者の指定要件)

第6条 指定葬儀業者の指定を受けようとする者は、当該各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規程に基づき、入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 申請時に市内で引き続き5年以上葬祭業を営んでいること。
- (4) 申請をした日以前の1年間に、市内で平均して月5件以上の葬儀を取り扱っていること。
- (5) 第3条2項、3項及び4項に規定する規格と同等以上の祭壇等の飾り付け道具を有していること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (7) 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。(大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び同条第4号に該当するものでないこと。)

(指定葬儀業者の指定の申請)

第7条 指定葬儀業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 吹田市指定葬儀業者指定申請書(様式第1号)
- (2) 個人にあつては、住民票の写し
- (3) 個人の場合は、代表者の身分証明書及び成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことがわかるもの。
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し
- (5) 印鑑登録証明書
- (5) 本市に納付した直前1年間の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(指定葬儀業者の指定可否)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、吹田市指定葬儀業者指定通知書(様式第2号)を交付し、不適当と認めるときは、吹田市指定葬儀業者指定申請却下通知書(様式第3号)を交付する。

(協定の締結)

第9条 前条による吹田市指定葬儀業者指定通知書の交付を受けた者については、指定葬儀業者の名称の使用を承認するとともに、規格葬儀の提供について、規格及び料金、遵守すべき事項に関し、本市と速やかに協定を締結するものとする。

(指定の取消し)

第10条 市長は、指定葬儀業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消することができる。

- (1) 第6条各号に定める要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により、指定葬儀業者の指定を受けたとき。
  - (3) 指定の取消しの申出があったとき。
  - (4) 第9条に規定する協定を締結しないとき。
  - (5) 協定の内容に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により指定葬儀業者の指定を取消したときは、吹田市指定葬儀業者取消通知書（様式第4号）を交付する。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、規格葬儀に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に利用の申し込みがされた規格葬儀について適用する。
- 3 平成29年6月30日において、本市と市営葬儀委託契約を締結し、規格葬儀に関し指定を希望している葬儀業者については、第8条に規定する吹田市指定葬儀業者指定通知書の交付を受けた者とみなす。

附則

（施行期日）

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

## 別表 1

## 仏式（ゆり）規格表

区分	品目	数量
入口飾	黒水引幕（房付）	1 張
	鯨幕	2 張
	式日時揭示建札	1 札
	提灯及び提灯台	1 対
	御尊名建札	高さ 2. 4 m（1 札）
	受付用机・椅子・筆記具	1 揃
	名刺受盆・整理簿	2 組
	入口脇櫓	1 対
祭壇飾	鯨幕	2 張
	白敷木綿	1 揃
	壁代白絹幕	1 揃
	正面仏号軸	1 幅
	祭壇	幅 1. 8 m
	祭壇白綸子打敷	1 垂
	祭壇白絹打敷	1 垂
	祭壇脇燈籠（電装付き）	1 対
	祭壇脇櫓	1 対
	祭壇白水引幕（房付）	1 張
	白木位牌台	1 卓
	白木華瓶筒（生花付）	1 対
	白木三段盛台（お供え付）	1 対
	白木二段盛台（お供え付）	1 対
	白木燭台（ろうそく付）	1 対
	白木華筒（生花付）	1 対
	白木勾欄	2 対
	白木雪洞（電装付）	2 対
	白木線香炉（線香付）	1 具
	白木献水高杯（茶碗付）	1 具
白木献茶高杯（茶碗付）	1 具	
焼香用机（白布付）	1 卓	

	白木香炉・香鉢（抹香付）	3組
葬祭用品等	遺影写真（白黒）	1式
	寝棺箱	1箱
	白絹御遺骸覆及び飾房	1組
	白木机	1卓
	陶器製五具足（ろうそく及び線香付）	1組
	常灯行灯（電装付）	1具
	巻線香立（巻線香付）	1組
	白木位牌	1基
	寝棺用敷物・櫛	1揃
	納棺用櫛	1式
	仏衣（六文銭及び数珠付）	1式
	御遺骸洗浄用消毒液・脱脂綿	1式
	ドライアイス	1日分
	寝棺台用馬	1組
	金襴本骨袋（白木台付）	1式
	胴骨入れ（直径15cm）	1式
その他	奉仕社員（飾付・納棺・式事）	各2人
	テント	1張
	放送設備	一式
	所要貼紙・雑品類	一式
	所要諸記録帳	1組

#### 仏式（きく）規格表

区分	品目	数量
入口飾	黒水引幕（房付）	1張
	鯨幕	2張
	式日時揭示建札	1札
	提灯及び提灯台	1対
	御尊名建札	高さ0.6m（1札）
	受付用机・椅子・筆記具	1揃
	名刺受盆・整理簿	2組
	入口脇櫛	1対
祭壇飾	鯨幕	2張

	白敷木綿	1 揃
	壁代白絹幕	1 揃
	正面仏号軸	1 幅
	祭壇	幅 1.5 m
	祭壇白綸子打敷	1 垂
	祭壇白絹打敷	1 垂
	祭壇脇燈籠（電装付き）	1 対
	祭壇脇櫛	1 対
	祭壇白水引幕（房付）	1 張
	白木位牌台	1 卓
	白木三段盛台（お供え付）	1 対
	白木二段盛台（お供え付）	1 対
	白木燭台（ろうそく付）	1 対
	白木華筒（生花付）	1 対
	白木勾欄	2 対
	白木雪洞（電装付）	2 対
	焼香用机（白布付）	1 卓
	白木香炉・香鉢（抹香付）	3 組
葬祭用品	寝棺箱	1 箱
	白絹御遺骸覆及び飾房	1 組
	白木机	1 卓
	陶器製五具足（ろうそく及び線香付）	1 組
	ろうそく型電気常灯	1 基
	巻線香立（巻線香付）	1 組
	白木位牌	1 基
	寝棺用敷物・櫛	1 揃
	納棺用櫛	1 式
	仏衣（六文銭及び数珠付）	1 式
	御遺骸洗淨用消毒液・脱脂綿	1 式
	ドライアイス	1 日分
	寝棺台用馬	1 組
	本骨袋（白木台付）	1 式
	胴骨入れ（直径 15 cm）	1 式
その他	奉仕社員（飾付・納棺・式事）	各 2 人
	テント	1 張

	放送設備	一式
	所要貼紙・雑品類	一式
	所要諸記録帳	1組

神式規格表

区分	品目	数量
入口飾	黒水引幕（房付き）	1張
	鯨幕	2張
	御尊名建札（高さ 0.6メートル）	1札
	式日時揭示建札	1札
	提灯及び提灯台	1対
	入口両袖供大櫛	1対
	受付用机・椅子・筆記具	一式
	名刺受盆及び名刺整理簿	1組
祭壇飾	鯨幕	2張
	壁代白絹幕（野筋付き）	一式
	白敷木綿	一式
	正面名旗	1旗
	祭壇（幅 1.5メートル、白布付き）	1組
	祭壇白水引幕（野筋付き）	1張
	祭壇脇灯籠（電装付き）	1対
	祭壇脇櫛	1対
	白木三宝（7寸）	7台
	三宝用酒瓶	1対
	三宝用水玉・小平皿	2組
	三宝用平皿	6枚
	白木玉垣付櫛立瓶（櫛付き）	1対
	三脚台付灯明具	1対
	真櫛五色布幣及び三種神器	1対
	玉串台	1台
	玉串奉奠用机（白布付き）	1卓
玉串	50本	
葬祭用品等	白絹御遺骸覆及び飾房	1組
	蠟燭型電気常灯	1対
	御霊用櫛立瓶	1基

	御靈魂箱	1 箱
	寝棺箱	1 箱
	寝棺用敷物	一式
	寝棺台用馬	1 組
	納棺用櫛	一式
	御遺骸清浄用消毒液及び脱脂綿	一式
	ドライアイス	1 日分
	本骨袋（白木台付き）	一式
	胴骨入れ（直径 15 センチメートル）	一式
その他	奉仕社員（飾付・納棺・式事）	各 2 人
	テント	1 張
	放送設備	一式
	所要貼紙・雑品類	一式
	所要諸記録帳	1 組

#### キリスト教式規格表

区分	品目	数量
入口飾	黒水引幕（房付き）	1 張
	鯨幕	2 張
	御尊名建札（高さ 0.6 メートル）	1 札
	式日時揭示建札	1 札
	受付用机・椅子・筆記具	一式
	名刺受盆及び名刺整理簿	1 組
祭壇飾	鯨幕	2 張
	壁代黒絹幕	一式
	白敷木綿	一式
	祭壇（幅 1.5 メートル、十字架紋入白布付き）	1 組
	祭壇黒水引幕（房付き）	1 張
	銀塗十字架	1 基
	銀塗蠟燭立（蠟燭付き）	1 対
	十字架紋入布付一般献花台	1 卓
葬祭用品等	黒絹御遺骸覆（棺覆付き）	1 組
	陶器製蠟燭立（蠟燭付き）	1 対
	寝棺箱	1 箱
	寝棺用敷物	一式

	寝棺台用馬	1組
	御遺骸清浄用消毒液及び脱脂綿	一式
	ドライアイス	1日分
	本骨袋（白木台付き）	一式
	胴骨入れ（直径15センチメートル）	一式
	十字架脇生花	1対
	生花	1対
	献花	50本
その他	奉仕社員（飾付・納棺・式事）	各2人
	テント	1張
	放送設備	一式
	所要貼紙・雑品類	一式
	所要諸記録帳	1組

## 別表2

### 略式型規格表

寝棺箱（敷物、覆及び飾房付）	1箱
寝棺台用馬	1組
陶器製ろうそく立（ろうそく付）	1式
本骨袋	1式
ドライアイス	1日分
奉仕社員（納棺）	2人
サポート人員	1人

## 別表3

### 料金表

	12歳以上の者	12歳未満の者
仏式（ゆり）	188,100円	187,000円
仏式（きく）	113,300円	112,200円
神式	113,300円	112,200円
キリスト教式	113,300円	112,200円
略式型	49,500円	48,400円

※納棺等御遺体の取扱い及び棺箱を使用しない葬儀の飾付利用料

仏式（ゆり）	仏式（きく）	神式	キリスト教式
177,100円	102,300円	102,300円	102,300円

様式第1号

## 吹田市指定葬儀業者指定申請書

年 月 日

吹田市長 宛

住所  
申請者 氏名 印  
電話番号

〔法人にあつては、名称、代表者  
氏名及び主たる事務所の所在地〕

吹田市規格葬儀要領第7条の規定により、下記のとおり、吹田市指定葬儀業者の指定を受けたいので、申請します。

### 記

業務内容	吹田市規格葬儀の執行
市内の事業所の所在地	
市内で執行した市民に係る葬儀の件数（申請日以前の1年間の件数）	

### 添付書類

- (1) 個人にあつては、住民票の写し
- (2) 個人の場合は、代表者の身分証明書及び成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことがわかるもの。
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 本市に納付した直前1年間の納税証明書

様式第2号

吹田市指定葬儀業者指定通知書

吹田市 第 号  
年 月 日

様

吹田市長 印

年 月 日付けで指定申請のあった吹田市指定葬儀業者の指定  
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

指定業務名	吹田市規格葬儀
指定葬儀業者名	
指定日	年 月 日

様式第3号

吹田市指定葬儀業者指定申請却下通知書

吹田市 第 号  
年 月 日

様

吹田市長 印

年 月 日付けで指定申請のあった吹田市指定葬儀業者の指定  
について、下記の理由により指定の申請を却下したので通知します。

記

理由	
----	--

様式第 4 号

吹田市指定葬儀業者取消通知書

吹田市 第 号  
年 月 日

様

吹田市長 印

吹田市規格葬儀要領第 10 条第 2 項の規定に基づき、吹田市指定葬儀業者の指定について、下記の理由により取消しましたので通知します。

記

理由	
----	--